

令和 7 年 3 月 25 日

令和 7 年度市政運営の基本方針

国分寺市長 井 澤 邦 夫

令和 7 年 2 月 21 日に表明した「令和 7 年度施政方針」に則して各部の運営方針及び組織目標を定め、令和 7 年度の取組を着実に推進すること。

なお、各部の運営方針及び組織目標を定めるに当たっては、下記の事項も踏まえるとともに、現在までの対応状況を検証・分析し、広く情報収集に努め、業務改革の視点を盛り込むこと。

1 施政方針を踏まえた対応

- (1) 令和 7 年 1 月に新庁舎の供用を開始し、分散していた市役所機能が一つに集約されるとともに、職場環境が大幅に改善された。内部事務系システム端末のモバイル化やチャットツールの利点を生かして、これまで以上に迅速な情報共有及び意思決定に努めながら、更なる業務効率化を図ること。
- (2) 切迫性が高まっている首都直下地震や、昨今頻発している自然災害を見据えた防災・減災対策が、本市における喫緊の課題となっている。自助力・共助力・公助力を強化し、全市を挙げて災害対応力を一層高めることで、ハードとソフトの両面から強^{じん}靱なまちづくりに取り組むこと。
- (3) 市内でも強盗傷害事件が発生するなど、市民の生活を守る防犯対策の強化が急務となっている現状を踏まえ、市民の安全・安心な暮らしの確保につながる事業を展開すること。

- (4) 戦後80年という節目を迎える中、世界各地ではいまだ終わりの見えない紛争等が続いている。非核平和宣言都市として、恒久平和の実現に向け、平和文化の振興と次世代への継承に向けた取組を推進すること。
- (5) デジタル技術の積極的な活用と業務フローの最適化により、更なる行政事務の効率化に取り組むとともに、生成A I など新たな技術の活用領域を広げ、行政サービスの一層の向上につなげること。
- (6) 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、「国分寺市ゼロカーボン行動計画」の基本理念を踏まえ、全ての取組において脱炭素の視点を取り入れつつ、「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画」に基づく公共施設への再生可能エネルギー導入の推進など、率先して環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けた取組を加速させること。

2 「第2次国分寺市総合ビジョン」等を踏まえた方針

- (1) 「国分寺市ビジョン」に掲げる未来のまちの姿「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」の実現に向け、「まちづくりの基本理念」である「すべての人が主役であること」「変化に対ししなやかであること」「まちの心地良さを未来へつなげること」を念頭に、「第2次国分寺市総合ビジョン前期実行計画」に掲げる各施策を着実に推進すること。
- (2) 「第2次国分寺市行政デジタル化推進計画」及び「第Ⅱ期国分寺市業務改革プロジェクト」に基づき、A I－O C RやR P Aといったデジタルツールをより積極的に活用しながら、徹底した業務フローの見直しを推し進めることで、職員が人にしかできない仕事に注力できる体制を構築すること。行政手続のオンライン化については、その利点を

最大限生かせるよう、申請受付から内部処理まで一気通貫で行う効率的な事務の実現に向けて取り組むこと。

- (3) 本市が持続可能な自治体で在り続けるためには、労働力不足が深刻化する状況においても、充実した行政サービスの提供と堅実な財政運営を両立させる必要がある。このことを職員全員が十分に認識し、行政資源の「選択と集中」と「新たな財源の獲得」の視点を持ち、自らが行財政運営を担うという意識で事務事業を執行すること。

3 適正な事務執行の確保に向けた方針

- (1) 職員一人一人が改めて仕事の目的とアウトカムを意識し、業務フローに沿って的確に事務事業を執行すること。
- (2) 根拠法令等を確認・理解し、遵守した上で、適正な手続を経て事務事業を執行すること。不適切な事務執行は、市民の本市に対する信用失墜につながることから、重層的なチェック体制を構築し、その仕組みを確実に機能させること。また、事案の重要度、影響度等に応じて所管課限りの扱いや判断とせず、適時適切に部内・庁内で共有し、市として最善の対応を図ること。
- (3) 市民への説明責任を十分に果たし、市政運営の透明性を確保するとともに、庁内横断的に情報共有を図り、組織の縦割りによる弊害を厳に排除すること。
- (4) 社会情勢や地域の動きを含め、本市が抱える課題を取り巻く状況の変化を的確に把握するよう努めること。得られた情報は、必ず関係部署と共有を図り、課題解決に向けて機を逸することなくスピード感を持って対応すること。
- (5) 常に市民目線に立ち、市民に寄り添う現場主義を徹底し、迅速かつ正

確に事務事業を執行すること。即応すべき事案が発生し、予算を要することとなる場合は、速やかに財政部門と協議すること。

(6) 個人情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、指定管理者等の関係団体も含め更なる注意喚起を行いながら、漏えい等の防止に向けた対策を徹底すること。万一、個人情報の漏えい、滅失、毀損等により個人の権利・利益を害するおそれがある事案が発生した場合は、速やかに政策部情報管理課へ報告すること。

(7) 超過勤務については、所属長だけでなく、所管部長においてもこれまで以上に的確な業務実態の把握と適切な職員のマネジメントを行うこと。庁舎移転を機に新たな働き方を追求し、業務の効率化を実現すること。その上で、タイムパフォーマンスを高める体制の構築や抜本的な業務の見直しを行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推し進めること。

(8) 令和7年度当初予算に計上した事業に早期着手し、確実に実行できるよう、適時適切に進行管理を行うこと。

4 職員の人材育成に向けた方針

(1) 「国分寺市人材育成基本方針（第3期）」及び「国分寺市人材育成実施計画」を踏まえ、職員の育成・指導を行うこと。また、「ハラスメントの防止等に関する指針」を周知徹底し、良好な職場環境を維持すること。

(2) 少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化などの社会環境の変化に的確に対応し、持続可能な市政運営を行うため、既成概念にとらわれず、一歩先を見据えて自律的に行動できる職員の育成を行うこと。また、行政のデジタル化の推進に向け、デジタル技術を駆使することができ

るよう、知識及び能力の向上に取り組むこと。

- (3) 職員による信用を失墜する行為は、公務に対する市民の信頼を大きく損ねるものであり、公私にかかわらず、常に国分寺市職員としての自覚と責任を持って行動すること。
- (4) 「国分寺市民」の一人として、積極的に地域づくりに関わる場に参加し、市民と共にまちづくりを進める職員の育成を行うこと。

5 各部の運営方針等の取扱い

この基本方針に基づく「各部の運営方針」と「目標設定」については、4月初旬に実施する市長、副市長又は教育長との面談時に提出すること。

また、人事異動の内示を受けた者は、事務引継ぎを丁寧かつ確実に行った上で、新たな配属先の運営方針等を作成すること。